

# 沖縄に焦点を当てた日本の〈国防〉の歴史

埼玉大学教授

一ノ瀬 俊也

## はじめに

1880（明治13）年から81年にかけて文部省が制作した唱歌「蛍」はのちに「蛍の光」と改題されて長く歌い継がれることになるが、戦前は3番と4番が存在した。当初の4番の歌詞は「ちしまのおくも おきなほも やしまのそとのまもりなり いたらむ国にいさをしく つとめよわがせ つつみなく」というものであった。千島列島と沖縄を当時の「日本」の「そと」（国境）と位置づけ、「わがせ」（親しい男性）に外国と勇ましく戦えとうながした歌である（大日方純夫『唱歌「蛍の光」と帝国日本』吉川弘文館、2022年）。

本稿では、その沖縄に焦点を当てて、日本の〈国防〉の歴史をみていきたい。沖縄に注目するのは、明治から現在まで常に、日本の〈国防〉の焦点であり続けてきたからである。

## 1. 明治期の沖縄と徴兵制

千島列島が日本領となったのは、1875（明治8）年に日露が結んだ樺太千島交換条約によるが、近世を通じて日清両属であった琉球がいわゆる琉球処分によって沖縄県となったのは1879年のことである。琉球処分の前提として重要なのが、1874年に日本政府が台湾に漂着した琉球の漁民が現地民に殺害されたことを口実に行った台湾への派兵（台湾出兵）である。実教出版の高校教科書『日本史探究 新訂版』（239頁）は出兵の目的を「明治六年の政変で西郷隆盛らが政府を辞したため、士族の不満はいっそう高まった。政府はこれをそらすため1874年、台湾へ出兵した」と説くが、日本側には、琉球が日本の領土であることを清に認めさせる意図もあった（塩出浩之『琉球処分』中公新書、2025年）。

日本は台湾出兵を前に、アメリカ人のリゼンド

ルを外務省顧問に起用した。リゼンドルは台湾出兵に参画するとともに、「北は樺太より南は台湾にいたる一連の列島を領有して、支那大陸を半月形に包囲し、さらに朝鮮と満州に足場を持つにあらざれば、帝国の安全を保障し、東亜の時局を制御することはできぬ」と建言したという（伊藤潔『台湾』中公新書、2001年）。ここに沖縄は日本の〈国防〉を確実にする大陸包囲網の一角と位置づけられたのであるが、リゼンドルが朝鮮に言及したことは、以後の歴史に重要な影響を与えた。以後の日本は朝鮮を自らの〈国防〉上死活的な地域とみなし、清やロシアとその主導権争いをはじめていったからである。

1875年、日本政府は琉球藩（72年、琉球王国を廃して設置）に対し、清への朝貢を断絶する命令と、琉球藩の藩制を改革する命令を出した。これらの命令は、琉球から国家としての地位を奪うことに直結する「琉球併合命令」と呼ばれる（塩出前掲書）。79年、日本政府は軍隊の威圧のもと、琉球藩を廃止して沖縄県を置くと宣言した。

こうして日本の「国境」はひとまず画定した。大日方前掲書は「蛍の光」を「国境線を提示することによって「国民国家」の境界を明示し、「国境」防衛＝国土防衛の課題を明示した」歌と位置づける。まさに子どもたちに「国民」意識を注入するための歌であった。

しかし琉球処分後も、清は琉球処分を認めない姿勢を変えなかった。清が最終的に沖縄を日本領と認めたのは、日清戦争の敗北によってである。1895年の日清講和条約で、清は朝鮮の独立を認めて日本に台湾を割譲したため、日本に琉球処分の撤回を求める余地を失ったのであった（塩出前掲書）。

日清戦争による台湾、日露戦争による南樺太の

領有で「ちしまのおくも おきなわも」の歌詞は「台湾の果ても 樺太も」にかわったが、その間に沖縄の「日本化」が進められた。実教出版『日本史探究 新訂版』（255頁）には、沖縄県設置後もしばらくの間は旧来の土地制度や人头税、多くの士族に免税の特権を与える租税制度などの「旧慣」が温存され、1899年から土地整理（地租改正）が開始されたものの、府県制や衆議院議員選挙法の実施はさらに遅れ（それぞれ1909年、1912年）、「この間、経済開発は進まず、多くの県民が本土や海外に出稼ぎに出て行った」とあるが、国民の義務とされた徴兵制度の導入もまた遅かった。沖縄県への徴兵令の施行は日清戦争後の1898年のことである。

沖縄県に徴兵令の施行が遅れた理由は「琉球処分に対する清の抗議や、琉球救国運動の存在にほかならないだろう」（塩出前掲書）とされる。日本政府は、徴兵の導入や「旧慣」廃止に反発した沖縄の人びとが清との結びつきを強めるのを怖れていたのである。そしてその2か月後、熊本第六師団管下に徴兵事務を担う沖縄警備隊区司令部が設置された。後藤乾一は沖縄への徴兵令施行について「沖縄の人々の日本への同化意欲を強める上で大きなはずみ、となることが「期待」された。とりわけ県当局のみならず『琉球新報』や教育関係者は、徴兵令の施行は「他府県並み」の地位獲得につながると考え、これを積極的に歓迎した」と指摘する（後藤『近代日本の「南進」と沖縄』岩波現代全書、2015年）。日本政府にとって徴兵は沖縄の「日本化」をはかる手段の一つであり、県内にも呼応する動きがあったことになる。

沖縄にまだ徴兵令が適用されていなかった日清戦争期と異なり、日露戦争では他府県同様の挙县的な態勢が組まれた。その結果、沖縄からの出征兵士は3,864名に達し、そのうち1割近い死傷者（戦死者205名、戦傷者149名）を出した（同）。

しかし、沖縄警備隊区司令部は日露戦後の1910年に「沖縄警備隊区徴募概況」と題した資料を作成している。そこでは沖縄住民の特徴として「軍事思想ノ幼稚ナルト国家思想ノ薄弱ナル

トハ遂ニ徴兵ヲ忌避シ動モスレハ兵役ノ大義務ヲ免レントスルモノ多シ」と指摘されていた。後藤はこの指摘を「琉球処分から30年を経たにもかかわらず、沖縄の人々は国家への忠誠心が不足しているとの認識とそのことへのあからさまな不信任」とみる。こうした県民に対する軍の不信任は、のちの1945年の沖縄戦で日本軍が県民をスパイ視して処刑した背景の一つとされる。

## 2. 昭和期の動員と沖縄戦

満洲事変が発生した1931（昭和6）年、沖縄県議会議員21名は、沖縄での常備部隊ならびに憲兵隊の設置を要請する意見書を提出した。その内容は、沖縄は「帝国ノ南端ニ位置シ帝国々防ノ第一線ニ在」りながら、他府県と異なり沖縄県だけに「常備部隊」が存在しないことの理不尽を説き、すみやかに常備部隊を置くことを強く求めるものだった（吉浜忍「近代沖縄の軍備——軍事施設を中心に」沖縄県文化振興会資料編集室編『沖縄県史各論編5近代』沖縄県教育委員会、2011年）。

後藤乾一はこうした動きに加え、1933年の沖縄県で「兵器献納運動」や「大日本国防婦人会」の誕生、海軍に献納する飛行機「報国沖縄号」の命名式が行われたことについて「1933年以降の沖縄では本土の政治的・思想的潮流に近づこうとする社会力学が、強力に作用したことがくみ取れる」（後藤前掲書）と説く。日本帝国の〈周縁〉に置かれ差別された沖縄には本土と一体化することで内地と対等になりたいという願いがあり、それが県民の〈国防〉意識を高める思想動員への取り組みとして表れたのである。

1941年の太平洋戦争開戦後、南太平洋の戦線では日米の激戦が続いたが、沖縄、奄美から沖縄本島、先島までを守備範囲とする第32軍が創設されたのは1944（昭和19）年3月15日のことだった。翌45年4月、米軍は沖縄本島に上陸した。日本本土攻略の拠点とするためである。実教出版『日本史探究 新訂版』（324-325頁）は沖縄戦について「日本軍は、沖縄戦を本土決戦準備のための時間をかせぐ捨て石作戦として位置づけて

いたため、住民の避難や安全確保は軽視された」と書くが、日本軍がその本土決戦で守ろうとしたのは、国民の生命財産ではなく、天皇を中核とする国家の統治体制すなわち「国体」（天皇制ともよばれる）であった。当時の日本の〈国防〉で守られるべきは「国体」であり、国民の生命や財産ではなかった。沖縄守備隊と沖縄住民はこの「国体」を守るための時間稼ぎに使われたのである。

齋藤達志は、沖縄県の犠牲者数について『沖縄県史』から①一般住民 38,754 人、②同上（戦闘協力者） 55,246 人（①と②の合計 94,000 人）、③沖縄県出身軍人軍属 28,228 人、④県外の日本軍人 65,908 人（③と④の合計 94,136 人）、合計 188,136 人（米軍将兵 12,281 人）という数字を引用し、「14 歳未満の死没者が全死没者の 1/5 強に相当する一事とともに、中でも小児、幼児の被害が多いという国内戦の悲惨な実情を示している」（齋藤『完全版 沖縄戦』中央公論新社、2025 年）と指摘する。

かくも多数の県民の犠牲が生じた経緯について、実教出版『日本史探究 新訂版』（325 頁）は「兵力不足を補うために、多くの一般県民が防衛隊に召集され、中学校などの男女生徒は鉄血勤皇隊や女子学徒隊に編成された。その結果、6 月まで続いた戦闘で、一般住民多数が戦闘にまき込まれ、マラリア・飢餓による死者も出た」と説明するが、沖縄県と日本軍は米軍の上陸前に県外への疎開（避難）も行っていった。「昭和 19（1944）年 7 月中旬から 20（1945）年 3 月上旬までに、計画の 10 万人には達しなかったものの延 187 隻の船で、本土へ約 6 万人、台湾へ宮古・八重山から約 2 万人（沖縄本島からの約 2 千人を含む）が疎開した」という（齋藤前掲書 391 頁）。ただし疎開船の対馬丸が 1944 年 8 月 22 日、本土へ向かう途中で米軍に撃沈され、多くの児童を含む乗員が犠牲になったことは、その後県民に疎開を躊躇させる一因となった。

日本軍は疎開を実施したものの、県内に残った住民の「避難・保護に対する最終的責任は、飽く迄県知事にあるという形式」を貫き、「行政のほ

ぼすべてについて知事の責任とすることにより、軍による指揮の統一を欠いた（齋藤前掲書）。こうした軍の姿勢は、自らの作戦の成功だけを考えて、住民の犠牲を考慮の外とする「作戦第一主義」に基づいていたとの指摘がある。

齋藤は、県民の犠牲が多発した理由に、軍の司令部が 5 月末に首里の司令部を放棄し、すでに多くの住民が避難していた島の南部への撤退、徹底抗戦を決定したことを挙げる。この撤退は従来の作戦計画にはなく、土壇場で急遽決められたことだった。齋藤はこのことについて「万が一の場合、最終態勢をどのような形にするのか、防御において一番重要なことを決めていなかったのである」、「本物の作戦第一主義に徹することができなかった軍であると言わざるを得ない」と批判している。

沖縄戦の住民の犠牲について、実教出版『日本史探究 新訂版』（325 頁）は「日本軍により、戦闘の妨げになるなどの理由で県民が集団自決を強いられ、スパイ容疑で殺害される事件や幼児が殺される事件が多発した」と解説しているが、集団自決（強制集団死）が軍の命令であったか否かについては、以前から論争があった。

沖縄戦研究者の林博史は一部の論者が指摘する「皇民化教育」は「それが直接の理由とは言えないだろう」として、軍の手榴弾配付や「米軍に捕まると残虐なことをされた上で殺される」という宣伝・教育などによる「日本国家、特に日本軍の強制と誘導によって引き起こされたと言うべきである」と述べている（林『沖縄戦——なぜ 20 万人が犠牲になったのか』集英社新書、2025 年）。前出の実教出版『日本史探究 新訂版』が「日本軍」による「集団自決を強いられ」たとの記述は、こうした研究を踏まえてなされている。

沖縄戦の終結は、沖縄の軍司令官が自決して組織的抵抗が終わった 6 月 23 日とされる。その直前の 6 月 8 日、日本の指導者たちは御前会議で「戦争指導基本大綱」を決定した。そこには「飽く迄戦争ヲ完遂シ以テ国体ヲ護持シ皇土ヲ保衛シ征戦目的ノ達成ヲ期ス」との文言があった。これは一見徹底抗戦を決意したようにみえるが、実は

「国体」を護持して「皇土」が守れさえすれば戦争を止めてもよい、つまり「国体」さえ護持できた形にすれば和平（と称する降伏）も止むなしという含みがあった。沖縄は「皇土」ではなかったことになる。6月22日、昭和天皇はソ連を仲介役とする「和平」交渉を指示し、ここに「和平」への動きが指導者層内で表面化するが、そのソ連は対日参戦を米英と約束していた。

米国は7月26日、戦争の早期終結をはかり、英中とともにポツダム宣言を発して日本に降伏か「迅速且完全ナル壊滅」かの選択を促した。従来の無条件降伏要求を修正して条件つきのものにした形だが、その一つに「満洲、台湾及澎湖島ノ如キ日本国ガ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコト」をうたったカイロ宣言（1943年）の履行と、日本国の主権を「本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限」することが挙げられていた。敗戦後の沖縄の帰属は必ずしも明確ではなかったことになる。

しかし、日本政府はなおも「国体」護持、ソ連を仲介とした和平交渉に固執し、ポツダム宣言を「黙殺」するとした。8月6日広島への原爆投下、8日のソ連対日宣戦布告、9日長崎への原爆投下をへてようやく日本は降伏する。天皇は8月15日のいわゆる玉音放送で原爆の「惨害」を強調して「朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得」たので降伏するのだと述べたが、連合国側が「国体」の存続を明言したわけではなかった。

米国は沖縄戦の開始とともに、現地に軍政府を設立し、生き残った住民は収容所に収容された。一方、本土の占領は日本政府による間接統治の形をとった。陸海軍の解体、戦争責任者の裁判や公職追放などの処分が行われたものの、天皇は裁判の対象から外され、従来の統治機構のかなりの部分は残された。

### 3. 戦後の沖縄と〈国防〉

1945年の日本の敗戦後も「蛍の光」は卒業式などでよく歌われたが、軍国主義を肯定する3番と4番は削除された。1947（昭和22）年5月に

日本国憲法が施行され、国民主権、基本的人権の尊重とともに、第9条で戦争の放棄、戦力の不保持が定められた。しかし、日本政府はのちにこの憲法は国家の自衛権まで放棄したものではなく、自衛のための最小限度の「実力」の保持は許されるという解釈に転じ、1950年に警察予備隊を設立、54年にはこれを自衛隊へと移行させて〈国防〉を強化していく。そこには東アジアにおける東西冷戦が激化する中、日本を自陣営に組み入れようとする米国の圧力があった。

実教出版『日本史探究 新訂版』（337頁）は「1946年1月、GHQは北緯30度線以南の南西諸島を日本の統治から分離し、沖縄・奄美などに新憲法は施行されなかった」し、「新憲法の施行後、昭和天皇は、アメリカに沖縄の軍事占領の長期継続を求めるメッセージを伝えた」とする。これは天皇が沖縄を切り捨てたとも、日本の潜在的な主権を主張したとも解釈されているが、天皇が共産化阻止のため米軍の駐留を希望する文脈で発せられたのは確実である。河西秀哉「昭和天皇の「日本」意識の中に沖縄が入っていなかったことは、戦争末期からの継続されたものだったと言えるのではないだろうか」という（河西「敗戦後における昭和天皇の「日本」意識」『JunCture 超域的日本文化研究』7、2016年3月）。

沖縄は1951年のサンフランシスコ講和条約調印による日本の独立後も、引き続き米軍の占領下に置かれた。県民は「収容所から解放されても住民の人権は制限され、1949年ごろから米軍は沖縄に基地を保持する方針を固め」た（実教出版『日本史探究 新訂版』（337頁））。米軍は沖縄と日本本土に多数の軍事基地を作ったが、これは東アジア、とくに朝鮮半島における戦争に対処するためのものである。1956年、沖縄では軍用地の永久使用に反対する運動が高まった（島ぐるみ闘争）が、それは沖縄の米軍が「銃剣とブルドーザー」と呼ばれる強権的なやり方をういたことに反発したからであった。

1950年代、日本本土では石川県内灘、東京都砂川などで米軍基地への反対運動が高まった。米軍

は日本国民の反発の高まりをおそれ、本土の基地を次々と自己の占領下で自由にできる沖縄へ移転し、核兵器も配備した。ベトナム戦争では沖縄の基地から北ベトナムへ爆撃に向かう米軍機が発進し、県民を巻き込んだ墜落事故も発生した。こうしたことから沖縄の日本復帰運動は「即時・無条件・全面返還」をかかげ、基地への批判を強めた。

日米は首脳会談で沖縄から核兵器を撤去した上での返還を約束し、1971年に沖縄返還協定を調印した。日本の国会は核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとする非核三原則を決議したが、米軍部の強い意向に沿って日米両政府は有事の核再持ち込みを可能にする密約を結び、沖縄は米軍基地をほぼ維持したまま、1972年5月15日に本土復帰した。沖縄の米軍基地のうち普天間、嘉手納、ホワイトビーチはそれぞれ海兵隊の輸送機基地、空軍の戦闘機基地、軍港として一体化し、朝鮮有事における米軍の重要基地の役割を現在まで担い続けている（川名普史『在日米軍基地』中公新書、2024年）。そして日米安保体制を機軸とする日本の〈国防〉もまた、沖縄の犠牲の上に成立しているのである。

ソ連が崩壊し、東西冷戦が終結した後の1996年、日米両政府は日米安保共同宣言を発表、日米安保体制はアジア太平洋地域における紛争への共同対処という性格を強めた。1997年に「日米防衛協力のための指針」が改定され（新ガイドライン）、日本への武力攻撃だけでなく「周辺」での事態に対しても日米が協力するとした。これにもない、1999年に新ガイドライン関連法（周辺事態法など）が成立した。実教出版『日本史探究新訂版』（366頁）は「周辺事態」とは地理的概念ではなく「安全保障上の種々の状況」と定義され、防衛協力の内容が拡大した」と説明するが、「周辺事態」とは事実上、当時核実験を繰り返していた北朝鮮と韓国の武力衝突を指していた。こうして21世紀に入っても、日本の〈国防〉は米国との一体化のもと行われることになった。

沖縄では1995年、米海兵隊員による少女暴行事件への激しい抗議運動が起こり、日米は負担軽

減のため普天間基地の移設を約束した。しかし、日本政府による移設先探しは迷走し、ようやく沖縄県内の辺野古に決まったが、工事の進捗は遅れたままである。

中国は2010年ごろから南シナ海を決して手放すことのできない「核心的利益」と位置づけるようになり、台湾における独立派の動きを警戒するようになった。これにもない、日本が実効支配する尖閣諸島の領有権をめぐる対立も深刻になっていった。

自民党の安倍晋三政権が2015年に成立させた「平和安全法制」は、戦後長く否定されてきた集団的自衛権（自国が攻撃されていなくても他国への攻撃を自国へのそれとみなして反撃する権利）の行使を、「存立危機事態」に限って可能にした。この事態は「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」を言う。

政府は、どのような状況が存立危機事態に該当するかについて、外交上の配慮や安全保障政策の柔軟性を確保する観点から、具体例の提示を慎重に行ってきた。その一方で、憲法との整合性をめぐる議論は学界・政治領域の双方で続いており、制度設計の透明性や国会による統制の在り方も含めた論点となっている。

その後現在まで、対空・対艦ミサイル部隊を含む自衛隊の南西諸島への配備が続いている。政府はこの措置について、相手の軍事力発動を「抑止」する思想に基づくと説明するが、それが実際に可能であるかは未知数である上、基地との同居を強いられた形の住民には「戦争に巻き込まれる」との危機感が根強く、反対運動が続いている。一方、政府や沖縄県は「有事」における沖縄・南西地域からの避難・受入態勢の検討を進めている。2023年3月、沖縄県は有事に際して先島諸島の約12万人を九州・山口へ避難させる初の図上訓練を実施したが、かつての沖縄戦の経験に照らして実効性があるのかが問われている。

## おわりに

近代日本の〈国防〉を考えると、沖縄は常に重要な役割を強いられてきた。明治初期には南の守りの最前線となり、太平洋戦争時には「国体」を守るための捨て石として多くの県民が犠牲となった。戦後日本の「国体」は日米安保体制であるとの指摘がある（白井聡『国体論——菊と星条旗』集英社新書、2018年）が、こうした観点に立つならば、日本は米国に沖縄の基地を提供することでこの「国体」を守ってきたとも言える。

21世紀の中国の台頭とともに、日本の安全保障政策における沖縄は、南西方面防衛の要としての役割を徐々に強めてきた。2025年11月、高市早苗首相が国会答弁で台湾有事は「日本の存立危機事態となり得る」と答弁し、政府として地域の安全保障環境を重視する姿勢をより一層示した。一方、こうした発言は日中関係の緊張を反映するものであり、沖縄を含む南西方面の地域が安全保障上の影響を受けやすい地理的条件にあることを改めて浮き彫りにしている。